

(問1) この事業の目的は何ですか。

(答)

1. 家畜市場は、家畜の出荷者に加え、全国から購買者が集まるため、売場やその付近で人が密集し、新型コロナウイルスの感染リスクが高くなりやすいという特徴があります。
2. このような中で、円滑な取引が継続されるためには、人の密集状態を回避し、感染リスクの低減を図る必要があります。
3. このため、感染リスクを低減するために必要となる機器・設備の導入を支援し、業務の停滞を防止することにより、円滑な家畜流通の確保を図ることとしています。

(問2) 事業内容を教えてください。

(答)

1. 本事業では、一般型とモデル構築型の2つのタイプを用意しており、それぞれの支援内容は以下のとおりです。

(1) 一般型

家畜市場における人の密集状態を回避し、業務の停滞防止に資する①、②又は③の導入を支援。

- ①家畜の監視や脱走防止のための機器・設備
- ②家畜を人手に頼らず引き出すための自動誘導レール
- ③売場以外の場所からせりに参加するための機器・設備

(2) モデル構築型

(1) の①から③全ての取組みにより家畜市場における人の密集状態を回避し、業務の停滞防止を図る取組を支援。

2. 一般型は、1. の(1) の①から③(以下、このQ&Aにおいて単に①、②又は③と略称します)の全てに取り組みなければならないわけではなく、家畜市場ごとの事情に応じて必要な取組を選択してください。なお、複数の取組を選択することも可能です。
3. モデル構築型は、①から③の全てに取り組んでいただきますが、既に本事業による支援によらずに実施済みのものについても、取り組んだものとみなすことができます。

(問3) 予算額、実施箇所数、実施期間を教えてください。

(答)

1. 令和3年度の予算額は100,000千円です。
2. 実施箇所数に制限はありません。予算額の範囲内で採択することとなります。
3. 実施期間は、原則として補助金の交付決定を受けた年度の年度末までとなります。

(問4) 補助率を教えてください。

(答)

1. 補助率は定額とし、補助金額の上限を設けています。
2. 補助金額は、一般型は①、②、③それぞれごとに最大10,000千円、モデル構築型は、最大30,000千円です。

(問5) モデル構築型のメリットは何ですか。

(答)

1. 問4のとおり、一般型では①から③のそれぞれごとに上限を設けていますので、仮に①と②に取り組む場合であって、補助対象経費の額がそれぞれ5,000千円と15,000千円であった場合、交付される補助金の額はそれぞれ5,000千円と10,000千円となります(①の補助金の額と補助金額の上限との差額である5,000千円を、②の経費として使用することはできません)。
2. 一方、モデル構築型においては、仮に補助対象経費の額が30,000千円であって、その内訳が①5,000千円、②15,000千円、③10,000千円であった場合、補助金の額は30,000千円となります。
3. ただし、モデル構築型に取り組んだ家畜市場には、モデルとして成果の普及に務めていただきたいと考えています。

(問6) 補助対象となる経費を教えてください。

(答)

補助対象となる経費は以下のとおりです。

1. 一般型

(1) 家畜の監視又は脱走防止のための機器・設備

外周柵、つなぎ柵、牛房柵、可動扉、監視装置（監視カメラ、モニター等）及びこれらに附帯する機器・設備の設置並びにこれらの設置に必要であって、かつ、当該設置と一体的に行われる施設等の改修

(2) 家畜を人手に頼らずに引き出すための自動誘導レール

自動誘導レール及びこれに附帯する機器・設備の設置並びにこれらの設置に必要であって、かつ、当該設置と一体的に行われる施設等の改修

(3) 売場以外の場所からせりに参加するための機器・設備

せりシステム関連機器（システム、操作端末、応札器、モニター等）及びこれらに附帯する機器・設備の設置並びにこれらの設置に必要であって、かつ、当該設置と一体的に行われる施設等の改修

2. モデル構築型

1の(1)から(3)までの経費

(問7) 問6の経費以外の経費は補助対象とはならないのですか。

(答)

予算が限られる中、出来る限り多くの補助事業者が本事業を活用して新型コロナウイルスの感染拡大防止を図ることができるよう、問6の経費に限定しています。

(問8) 問6の全ての経費を使用する必要はありますか。

(答)

1. ①、②又は③により新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るという事業効果が得られるのであれば、問6の全ての経費を使用する必要はありません。
2. 例えば、③において、売場とは別室に設置してある既存のモニターを活用して売場以外からせりに参加できるようにするため、応札器を導入し、購買者の密集状態を解消しようとする取組も対象となり得ます。

(問9) 実施要件を教えてください。

(答)

実施要件は以下のとおりです。

- (1) 事業を実施する家畜市場の移転、廃止又は休止の計画がないこと。
- (2) 事業実施後において、現状と同じ又は現状を超える取引頭数が見込まれること。
- (3) 導入する機器・設備による効果が、成果目標（本事業を実施した家畜市場における新型コロナウイルスの感染拡大による市場開催の休止又は延期の発生防止）の達成に直結するものであること。
- (4) 「畜産事業者に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」（令和2年3月13日付け元生畜第1933号農林水産省生産局長通知）その他畜産関係団体が策定したこれに類するものに則した感染拡大防止対策を講じていること。

(問10) 事業を実施したいのですが、どうすれば良いですか。

(答)

1. 補助事業者は公募により決定します。公募は農林水産省のHP上で行います（※1）。事業実施を希望する方は、公募要領等に基づき申請書類を作成し、応募してください。
2. 受け付けた応募案件は、有識者により構成される選定審査委員会において審査を行い、補助金交付候補者を選定します。
3. 補助金交付候補者は、地方農政局（※2）への補助金交付申請等必要な手続きを行っていただき、原則として補助金交付決定を受けて事業に着手することとなります。

※1：公募 URL：<https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/index.html>

※2：北海道は北海道農政事務所、沖縄県は内閣府沖縄総合事務局

(問11) 一般型とモデル構築型の両方に応募することはできますか。

(答)

両方に応募することはできません。どちらか一方としてください。